

## 第Ⅱ部 紛争処理の状況

### 第1章 紛争処理の概況

委員会は、次の3つの機能を有している。

- ① 電気通信事業者間、電気通信事業者とコンテンツ配信事業者等との間、ケーブルテレビ事業者等と地上テレビジョン放送事業者との間等の紛争に対し、「あっせん」や「仲裁」を実施すること（電気通信事業法第154条から第157条の2、電波法第27条の35、放送法第142条）
- ② 総務大臣が、接続協定等の細目の裁定、業務改善命令等を行う際、総務大臣から諮問を受け、審議・答申を行うこと（電気通信事業法第160条、放送法第144条）
- ③ あっせん・仲裁や諮問に対する審議・答申に関し、競争ルールの改善等について意見があれば、総務大臣に対し勧告を行うこと（電気通信事業法第162条）

また、事務局に事業者相談窓口を設けて、事業者間の紛争に関する相談や問合せに対応している。

平成26年度に行ったこれらの紛争処理の状況は、次のとおりである。

なお、委員会の機能等については【資料1】、委員会設置以降これまでの紛争処理の概況については【資料2】のとおりである。

#### 1 あっせん・仲裁の処理件数

平成26年度に委員会が受け付けたあっせんの申請は4件であった。そのうち3件は、あっせんにより解決した。残る1件は、相手方からあっせんを受諾しない旨の通知を受けたため、あっせんをしないものとした。なお、仲裁の申請はなかった。

##### あっせん・仲裁の処理件数（平成26年度）

あっせん申請	処理終了	処理中
4	4 (解決 3) (合意に至らず取下げ 0) (あっせん打切り 0) (あっせん不実行 1)	0
仲裁申請	処理終了	処理中
0	0 (仲裁判断 0)	0

## 2 審議・答申

平成26年度中、総務大臣からの諮問はなかった。

## 3 勧告

平成26年度中、総務大臣への勧告は行わなかった。

## 4 事業者相談窓口における相談

事業者相談窓口において、26件の相談及び問合せを受けた。相談内容ごとの受付件数及び相談対応（委員会による紛争処理手続の説明や事業者間協議に係る助言）結果の内容は、次のとおりである。

相談内容	受付件数
① 接続の諾否	3件
② 卸電気通信役務の提供	5件
③ その他電気通信に係る契約	3件
④ 地上テレビジョン放送の再放送に関する同意	10件
⑤ 手続の照会	3件
⑥ その他	2件
計	26件

※ 同一案件に係る複数回の相談を含む。

相談対応結果	件数
① あっせん等の申請があった	1件
② 事業者間の協議等が進捗し解決した	2件
③ 事業者間協議を継続することとなった	16件
④ 事業者の判断により、協議の継続等を行わないこととした	2件
⑤ 手続に関する説明を行った	3件
⑥ その他	2件
計	26件

※ 同一案件に係る複数回の相談を含むことから、③に計上されているものの中には、既に終了（最後の相談を②又は④に計上）している案件がある。

## 第2章 あっせん終了事案等の概要

平成26年度に処理終了となったあっせん事案等の概要については、以下のとおりである。

なお、委員会設置時からこれまでの紛争処理終了事案の一覧については【資料3】のとおりである。

### 1 平成26年7月23日申請（平成26年（争）第1号）（地上基幹放送の再放送の同意）

#### （1）経過

平成26年	
7月23日	大分ケーブルテレコム株式会社（以下「OCT」という。）から、あっせんの申請（平成26年（争）第1号）。(⇒(2))
28日	委員会から、九州朝日放送株式会社（以下「KBC」という。）に対し、あっせんの申請があった旨の通知。
8月7日	あっせん委員（平沢委員、小塚特別委員、若林（和）特別委員）の指名。
22日	KBCから答弁書の提出 (⇒(3))
9月8日	両当事者から意見の聴取。
16日	あっせん委員から、OCTに対し、質問を送付。
22日	OCTから、あっせん委員からの質問（9月16日付け）に対する回答。
24日	あっせん委員から、KBCに対し、質問を送付。
30日	KBCから、あっせん委員からの質問（9月24日付け）に対する回答。
10月15日	両当事者から意見の聴取。 あっせん委員から、あっせん案の提示 (⇒(4))
17日	KBCがあっせん案を受諾
21日	OCTがあっせん案を受諾

## (2) 申請における主な主張

OCTは、平成20年にKBCと協議確認事項に同意し、平成26年7月24日を有効期間として、KBCのデジタルテレビ放送の区域外再放送を行ってきた。

OCTは、協議確認事項の同意経緯、裁定後の状況の変化及び視聴者保護等に鑑み、再放送の同意を求めざるを得ない状況にあるため、平成26年7月25日以降の再放送を希望する。なお、過去の視聴実績及び視聴者保護の立場を十分に考慮戴いた再放送に係る新たな提案がなされる場合には、一定期間後の終了も視野に入れた協議に真摯に応じたい。

## (3) 答弁書における主な主張

協議確認事項を交わした後の状況の変化は、同意の申し込みを受容すべきほどのものではないと考える。ただし、視聴者保護の観点から一定期間の再放送には応じる用意がある（平成26年7月25日から起算して6ヶ月後に再放送の終了を希望。周知作業として1ヶ月程度の延長は認める。）。

## (4) あっせん案

- 1 KBCは、視聴者保護に配慮した十分な周知等の期間を確保する観点から、OCTが大分県内の業務区域においてKBCの地上デジタル放送の区域外再放送を平成26年7月25日から平成28年3月31日まで実施することについて同意する。
- 2 OCTは、平成28年3月31日の期限には、上記1により行われる再放送を終了し、以降の同意を求めない。
- 3 OCTは、自社のホームページ等を用いて、本件あっせん成立後6ヶ月以内に、視聴者に対してKBCの再放送を終了する旨の周知を開始するとともに、本件あっせん成立9ヶ月後に、視聴者への周知等の進捗状況を電気通信紛争処理委員会に報告する。
- 4 KBCは、OCTから視聴者に対する周知等への協力を求められた場合及び視聴者から再放送の終了に関する問い合わせを直接受けた場合は、それぞれ誠実に対応する。
- 5 上記3による再放送の終了に向けた周知等が誠実に履行されていないことが明らかであると認められる場合には、KBCは、上記1による再放送の同意を取消することができる。

ただし、再放送の同意を取消す場合、KBCは、事前に電気通信紛争処理委員会に報告するものとする。

## 2 平成26年7月23日申請（平成26年（争）第2号）（地上基幹放送の再放送の同意）

### （1）経過

平成26年	
7月23日	大分ケーブルネットワーク株式会社（以下「OCN」という。）から、あっせんの申請（平成26年（争）第2号）。 （⇒（2））
28日	委員会から、九州朝日放送株式会社（以下「KBC」という。）に対し、あっせんの申請があった旨の通知。
8月7日	あっせん委員（平沢委員、小塚特別委員、若林（和）特別委員）の指名。
22日	KBCから答弁書の提出（⇒（3））
9月8日	両当事者から意見の聴取。
16日	あっせん委員から、OCNに対し、質問を送付。
22日	OCNから、あっせん委員からの質問（9月16日付け）に対する回答。
24日	あっせん委員から、KBCに対し、質問を送付。
30日	KBCから、あっせん委員からの質問（9月24日付け）に対する回答。
10月15日	両当事者から意見の聴取。 あっせん委員から、あっせん案の提示（⇒（4））
17日	KBCがあっせん案を受諾
21日	OCNがあっせん案を受諾

### （2）申請における主な主張

OCNは、平成20年にKBCと協議確認事項に同意し、平成26年7月24日を有効期間として、KBCのデジタルテレビ放送の区域外再放送を行ってきた。

OCNは、協議確認事項の同意経緯、裁定後の状況の変化及び視聴者保護等に鑑み、再放送の同意を求めざるを得ない状況にあるため、平成26年7月25日以降の再放送を希望する。なお、過去の視聴実績及び視聴者保護の立場を十分に考慮戴いた再放送に係る新たな提案がなされる場合には、一定期間後の終了も視野に入れた協議に真摯に応じたい。

### (3) 答弁書における主な主張

協議確認事項を交わした後の状況の変化は、同意の申し込みを受容すべきほどのものではないと考える。ただし、視聴者保護の観点から一定期間の再放送には応じる用意がある（平成26年7月25日から起算して6ヶ月後に再放送の終了を希望。周知作業として1ヶ月程度の延長は認める。）。

### (4) あっせん案

- 1 KBCは、視聴者保護に配慮した十分な周知等の期間を確保する観点から、OCNが大分県内の業務区域においてKBCの地上デジタル放送の区域外再放送を平成26年7月25日から平成28年3月31日まで実施することについて同意する。
- 2 OCNは、平成28年3月31日の期限には、上記1により行われる再放送を終了し、以降の同意を求めない。
- 3 OCNは、自社のホームページ等を用いて、本件あっせん成立後6ヶ月以内に、視聴者に対してKBCの再放送を終了する旨の周知を開始するとともに、本件あっせん成立9ヶ月後に、視聴者への周知等の進捗状況を電気通信紛争処理委員会に報告する。
- 4 KBCは、OCNから視聴者に対する周知等への協力を求められた場合及び視聴者から再放送の終了に関する問い合わせを直接受けた場合は、それぞれ誠実に対応する。
- 5 上記3による再放送の終了に向けた周知等が誠実に履行されていないことが明らかであると認められる場合には、KBCは、上記1による再放送の同意を取消することができる。  
ただし、再放送の同意を取消す場合、KBCは、事前に電気通信紛争処理委員会に報告するものとする。

## 3 平成26年7月23日申請（平成26年（争）第3号）（地上基幹放送の再放送の同意）

### (1) 経過

平成26年	
7月23日	株式会社ケーブルテレビ佐伯（以下「CTS」という。）から、あっせんの申請（平成26年（争）第1号）。（⇒（2））
28日	委員会から、九州朝日放送株式会社（以下「KBC」という。）に対し、あっせんの申請があった旨の通知。

8月 7日	あっせん委員（平沢委員、小塚特別委員、若林（和）特別委員）の指名。
22日	KBCから答弁書の提出（⇒（3））
9月 8日	両当事者から意見の聴取。
16日	あっせん委員から、CTSに対し、質問を送付。
22日	CTSから、あっせん委員からの質問（9月16日付け）に対する回答。
24日	あっせん委員から、KBCに対し、質問を送付。
30日	KBCから、あっせん委員からの質問（9月24日付け）に対する回答。
10月15日	両当事者から意見の聴取。 あっせん委員から、あっせん案の提示（⇒（4））
17日	KBCがあっせん案を受諾
21日	CTSがあっせん案を受諾

## （2）申請における主な主張

CTSは、平成20年にKBCと協議確認事項に同意し、平成26年7月24日を有効期間として、KBCのデジタルテレビ放送の区域外再放送を行ってきた。

CTSは、協議確認事項の同意経緯、裁定後の状況の変化及び視聴者保護等に鑑み、再放送の同意を求めざるを得ない状況にあるため、平成26年7月25日以降の再放送を希望する。なお、過去の視聴実績及び視聴者保護の立場を十分に考慮戴いた再放送に係る新たな提案がなされる場合には、一定期間後の終了も視野に入れた協議に真摯に応じたい。

## （3）答弁書における主な主張

協議確認事項を交わした後の状況の変化は、同意の申し込みを受容すべきほどのものではないと考える。ただし、視聴者保護の観点から一定期間の再放送には応じる用意がある（平成26年7月25日から起算して6ヶ月後に再放送の終了を希望。周知作業として1ヶ月程度の延長は認める。）。

## （4）あっせん案

- 1 KBCは、視聴者保護に配慮した十分な周知等の期間を確保する観点から、CTSが大分県内の業務区域においてKBCの地上デジタル放送の区域外再放送を平成26年7月25日から平成28年3月31日まで実施することについて同意する。

- 2 CTSは、平成28年3月31日の期限には、上記1により行われる再放送を終了し、以降の同意を求めない。
- 3 CTSは、自社のホームページ等を用いて、本件あっせん成立後6ヶ月以内に、視聴者に対してKBCの再放送を終了する旨の周知を開始するとともに、本件あっせん成立9ヶ月後に、視聴者への周知等の進捗状況を電気通信紛争処理委員会に報告する。
- 4 KBCは、CTSから視聴者に対する周知等への協力を求められた場合及び視聴者から再放送の終了に関する問い合わせを直接受けた場合は、それぞれ誠実に対応する。
- 5 上記3による再放送の終了に向けた周知等が誠実に履行されていないことが明らかであると認められる場合には、KBCは、上記1による再放送の同意を取消することができる。  
ただし、再放送の同意を取消する場合、KBCは、事前に電気通信紛争処理委員会に報告するものとする。

#### 4 平成27年3月10日申請（平成27年（争）第1号）（卸電気通信役務の提供に係る契約の延長）

##### （1）経過

平成27年	
3月10日	A社から、あっせんの申請（平成27年（争）第1号）。 （⇒（2））
12日	委員会から、B社に対し、あっせんの申請があった旨の通知。
19日	B社からあっせんに応じる考えはない旨の回答。（⇒（3））
23日	委員会から、両当事者に対し、あっせんをしない旨の通知。

##### （2）申請における主な主張

A社は、2001年（平成13年）にB社と基本契約書を締結し、その後毎年自動更新されてきた。契約内容はB社の業務の一部をA社に委託するもの（B社は、代理店契約と主張）であるが、契約の実態はOEM契約（再販契約）である。実際にA社は複数の電話会社からOEM契約に基づき電話サービスの供給を受け、独自ブランドにより直接顧客にサービス提供を行ってきた。

長年に亘る業務は、再販契約に基づくものであるもので、突然の通告によ

る契約更新拒否は、「権利の濫用並びに信義誠実の原則に違反」する。

このため、マイライン移行の手續に必要な2年間の契約延長と変更手数料の負担を求める。

### (3) あっせん不実行

B社に対し、あっせんの申請があった旨通知したところ、B社より「あっせんを受諾しない」旨の回答が委員会にあったため、あっせんをしないこととなった。

#### 【あっせんを受諾しない理由】

- ・ A社とは、基本契約書第1条（目的）「互いに協力して当社サービスの普及と市場の拡大を図るもの」として、B社はA社に協力金（B社サービスの売上額に一定料率を乗じた手数料）を支払ってきた。
- ・ 平成26年7月以降は、A社に関するB社の通信サービス売上のうち、「着信課金サービスの売上」が激減している。これは、A社がB社の顧客を積極的に他社サービスへ移行させた結果である。また、同時期以降、B社は、A社に対して基本契約書第6条に基づく是正を要求し、A社がこれに従わない場合は、契約を解除する旨を説明している。
- ・ A社の行為は契約書で規定する「第4条（業務委託）顧客サービスの維持及び促進活動」並びに「第6条（乙の義務）当社の利益を損ね、（中略）当社の是正要求に従うこと」に違反すると考えている。
- ・ B社としてはA社との協力関係が消失したと判断し、契約解除（基本契約書第21条（存続期間）における契約期間を自動延長しない）の手續を行った。仮に、本契約がA社の主張する再販契約であったとしても、契約の解除を制限する事由には該当しないと考えている。
- ・ A社は、本契約の解除までに既存利用者を他社のマイラインサービスに移行させる必要はない。なお、本契約を解除しても、既存利用者のサービスは継続される。